

鹿児島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成11年条例第28号）新旧対照表

※下線部は改正部分

現 行					改 正 案					備 考	
別表第1(第3条関係)					別表第1(第3条関係)						アイリスガーデン吉野地区地区の地区整備計画区域を追加。 高麗町キ・ラ・メ・キ テラス地区の地区整備計画区域を追加。
名称		区域			名称		区域				
略		す			略		す				
					<u>アイリスガーデン吉野地区地区整備計画区域</u>		<u>都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画アイリスガーデン吉野地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>				
					<u>高麗町キ・ラ・メ・キ テラス地区地区整備計画区域</u>		<u>都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画高麗町キ・ラ・メ・キ テラス地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>				
別表第2(第4条、第5条、第6条、第6条の2関係)					別表第2(第4条、第5条、第6条、第6条の2関係)						
計画区域	ア 建築してはならない建築物	イ 建築物敷地面積の最低限度	ウ 建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度			エ 建築物の高さの最高限度	ア 建築してはならない建築物	イ 建築物敷地面積の最低限度	ウ 建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度		
			(ア)	(イ)	(ウ)				(ア)	(イ)	(ウ)
			区分	数値	適用の除外				区分	数値	適用の除外

<p>鴨池ニュータウン業務地区地区整備計画</p>	<p>行政・業務地区</p>	<p>次に掲げる以外の建築物  1 業務施設  (1)、(2)略す  (3) ホテル又は旅館(ラブホテル類似施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業の用途に供する施設のうち、主として異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させる施設で、その構造、設</p>							<p>鴨池ニュータウン業務地区地区整備計画</p>	<p>行政・業務地区</p>	<p>次に掲げる以外の建築物  1 業務施設  (1)、(2)略す  (3) ホテル又は旅館(ラブホテル類似施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用途に供する施設のうち、主として異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させる施設で、その構造、設備、意匠、形態等が規則で定める</p>							<p>引用条文の整理</p>
---------------------------	----------------	---	--	--	--	--	--	--	---------------------------	----------------	---	--	--	--	--	--	--	----------------

		備、意匠、形態 等が規則で定 める要件の全 部又は一部を 満たしていな いものをい う。)を除く。 以下同じ。) (4)～(7) 略す 2、3 略す													
谷山駅周辺地区地区整備計画区	駅前商業業務地区	次に掲げる建築物 (1)個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の3で定めるもの (2)、(3)略す	略				す	谷山駅周辺地区地区整備計画区	駅前商業業務地区	次に掲げる建築物 (1)個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5で定めるもの (2)、(3)略す	略				す
	商業業務地区	次に掲げる建築物 (1)個室付浴場業に係る公衆浴場その他これ						谷山駅周辺地区地区整備計画区	商業業務地区	次に掲げる建築物 (1)個室付浴場業に係る公衆浴場その他これ					

要件の全部又は一部を満たしていないものをいう。)を除く。以下同じ。)  
(4)～(7) 略す  
2、3 略す



	計画区域	<p>(2)令第 130 条の 3 に定める兼用住宅</p> <p>(3)公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(4)前各号の建築物に附属するもの(令第 130 条の 5 で定めるものを除く。)</p>						建築物の用途等の制限を規定。
	高麗町 キ・ラ・ メ・キ テラス地 区地区整 備計画区 域	<p>次に掲げる建築物</p> <p>(1)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2)キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(3)個室付浴場業に係る公衆浴</p>		外 壁等 の面 から 道路 境界 線(隅 切部 分を 除 く。) まで の距 離	1.5メ ートル	次のい ずれかに 該当する 建築物又 は建築物 の部分 (1)車庫、 物置そ の他こ れらに 類する 用途に 供し、軒 の高さ が3メー トル以		高麗町キ・ラ・メ・キ テラス地区地区整備計画区域における建築物の用途等の制限を規定。

		<p>場その他これに類する令第130条の9の5で定めるもの  (4)劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で令第130条の9の2で定めるもの、物品販売業を営む店舗、飲食店、展示場、ボーリング場又はカラオケボックスに供する建築物で、これらの用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては客席の部分に限る。)</p>			<p>下であるもの  (2)外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下であるもの  (3)玄関その他これに類する建築物の部分  (4)歩行者デッキ(歩行者デッキの屋根を含む。)</p>		
--	--	---	--	--	--	--	--

		の床面積の合 計が8,000平方 メートルを超 えるもの						
--	--	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--